

配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱

	昭和50年2月13日	50畜B第303号		
	(農林事務次官依命通知)			
改正	昭和51年5月15日	51畜B第1678号	平成19年12月17日	19生畜第1610号
	昭和53年7月5日	53文第261号	平成20年4月1日	19生畜第2383号
	昭和55年8月18日	55畜B第2252号	平成20年11月28日	20生産第4995号
	平成元年7月17日	元畜B第1219号	平成24年2月8日	23生産第2349号
	平成7年7月19日	7畜B第1017号	平成24年11月30日	24生産第1757号
	平成9年2月4日	9畜B第27号	平成25年6月7日	25生畜第99号
	平成12年12月18日	12畜B第1901号	平成27年7月22日	27生畜第495号
	平成14年5月16日	14生畜第859号	令和3年3月25日	2生畜第1900号
	平成14年6月21日	14生畜第1704号	令和3年12月24日	3畜産第1289号
	平成15年1月31日	14生畜第6299号	令和4年6月23日	4畜産第546号
	平成17年4月1日	16生畜第4377号	令和5年3月13日	4畜産第2437号
	平成18年3月31日	17生畜第3150号	令和5年6月22日	5畜産第744号

(通則)

第1 国際的要因に起因する配合飼料価格の大幅な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、公益社団法人配合飼料供給安定機構（昭和50年2月1日に社団法人配合飼料価格安定特別基金という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）は、この要綱が定めるところにより、異常補填交付金交付事業を行うものとする。また、農林水産大臣（以下「大臣」という。）は機構が行う異常補填積立基金を造成する事業等に要する経費につき、予算の範囲内において配合飼料価格安定対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2 本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 「配合飼料価格安定基金」とは、一般社団法人全国配合飼料供給安定基金、一般社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金及び一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。
- (2) 「異常補填交付金」とは、第6の要件に定める場合に、機構から、配合飼料価格安定基金に対し交付されるものをいう。
- (3) 「補填基準額」とは、配合飼料価格安定基金の業務方法書により、各四半期終了後に当該四半期に係る配合飼料の輸入原料価格が当該四半期の直前1年間に係る輸入原料価格の平均価格を上回る額を限度として、配合飼料価格安定基金が定めた額をいう。

(異常補填積立基金の造成)

第3 機構は、将来における輸入原料の異常値上がりの発生ひん度及びその値上がり幅を考慮し、異常補填交付金の交付に充てるために必要な資金（以下「異常補填積立基金」という。）を造成するものとする。

- 2 異常補填積立基金は、国からの補助金及び異常補填積立金（これらから生ずる果実を含む。）により造成されるものとする。
- 3 機構は、異常補填交付金の交付に充てるべき額が既に造成された異常補填積立基金の額（取り崩しが行われた場合には、その額を控除した額）をもってしても不足する場合には、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）の承認を得た額の借入れを行うことができる。
- 4 異常補填積立基金の造成に関して必要な異常補填積立金の納付時期その他の事項については、機構が畜産局長の承認を得て定めるところによる。

（契約の締結）

- 第4** 機構は、毎事業年度開始前に、配合飼料価格安定基金と次に掲げる事項を内容とする配合飼料異常補填交付金交付契約（以下「交付契約」という。）を締結し、その旨を畜産局長に報告するものとする。
- (1) 異常補填交付金交付の基礎となる数量
 - (2) 異常補填積立金の納付に関する事項
 - (3) 異常補填交付金の交付に関する事項
 - (4) 契約の解除等に関する事項
 - (5) 契約対象期間
 - (6) 異常補填交付金の返還等に関する事項
 - (7) その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項

（異常補填積立金の徴収等）

- 第5** 機構は、第6第1項(1)及び(2)の要件による異常補填交付金の交付のため、異常補填積立基金の造成状況等を勘案して畜産局長が別に定める額に機構が各配合飼料価格安定基金と締結した交付契約における配合飼料価格安定基金の数量の比率を乗じて得た額を、異常補填積立金として、配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。
- 2 前項の規定の畜産局長が別に定める額は、原則として前項の異常補填交付金の交付のため国から交付される補助金の額を下限とし、配合飼料価格の動向、異常補填積立基金の造成状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

（異常補填交付金の交付要件）

- 第6** 異常補填交付金の交付は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、配合飼料価格安定基金が業務方法書による通常価格差補填を行う場合に行うものとする。
- (1) 異常補填交付金交付対象期（基準輸入原料価格（別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ。）の算定の対象期間直後の四半期をいう。以下同じ。）の平均輸入原料価格（別紙算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下同じ。）が基準輸入原料価格の115パーセントを超えること。
 - (2) 異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格が、基準輸入原料価格の115パーセントを超えず、かつ、特例基準輸入原料価格（当該四半期の二期前の四半期（以下「特例基準対象期」という。）の直前1年間に係る平均輸入原料価格のことであり、別紙算式Ⅴにより算出される価格をいう。以下同じ。）の123.3パーセントを超えること。
- 2 前項に掲げる場合のほか、緊急的な補填金の交付を行う必要がある場合には、畜産局長が別に定めるところにより異常補填交付金の交付を行うものとする。

（異常補填交付金の交付）

- 第7** 機構は、畜産局長の承認を得て定めるところにより、交付契約に基づき配合飼料価格安定基金に異

常補填交付金を交付するものとする。

- 2 配合飼料価格安定基金は、前項の規定により異常補填交付金の交付を受けたときは、畜産局長の承認を得て定めるところにより、これを可及的速やかに当該基金に加入している畜産経営者に対して異常補填金として交付するものとする。
- 3 配合飼料の単位数量1トン当たりの異常補填交付金の額は、第6第1項(1)に該当する場合は、別紙算式Ⅲにより算出された額を限度とし、第6第1項(2)に該当する場合は、別紙算式Ⅵにより算出された額又は別紙算式Ⅱにより算出された額から別紙算式Ⅰにより算出された額を差し引いた額の1/3のいずれか小さい額を限度とする。
- 4 第6第2項に該当する場合の交付については、畜産局長が別に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第8** 大臣は、予算の範囲内において、機構に対し異常補填積立基金の造成に必要な経費について補助金を交付するものとする。
- 2 前項の経費に対する補助率は、定額とする。

(申請手続)

- 第9** 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、機構は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

- 第10** 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、畜産局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第11** 畜産局長は、第9の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、機構に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第9の規定による交付申請書が到達してから前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第12** 機構は、第9の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を畜産局長に提出しなければならない。

(計画変更)

- 第13** 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(軽微な変更)

- 第14** 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、第13の各号に掲げるもの以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第15 機構は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業の遂行状況を記載した書類を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第16 機構は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第3号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第17 機構は、適正化法第12条の規定による報告として、補助金交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において別記様式第4号により補助事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末日までに、大臣に提出するものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、機構に対して事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項に定める実績報告書は、別記様式第5号のとおりとし、機構は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(基金の返還)

第19 大臣は、機構が解散した場合、この要綱に基づく事業の目的を達成したと認めた場合、事業の助成額が確定した場合等には、異常補填積立基金のうち、国から交付された補助金（異常補填交付金の交付に充てるために取り崩しが行われた場合及び第27第1項のただし書の規定により取り崩しが行われた場合には、これらの額を控除した額）に相当する額（果実を含む。）について、返還を命ずることがある。

(財産の管理等)

第20 機構は、異常補填積立基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

3 機構は、取得財産等のうち、不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、大臣の承認を受けずに、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

5 機構が第3項による承認を受けようとする場合の承認基準及び手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）を準用するものとする。

(報告)

第21 機構は、別記様式第6号により補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、機構のホームページへの掲載等の方法により公開するとともに、当該書類を大臣に提出するものとする。

(基本的事項の公表)

第22 機構は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標を公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第23 機構は、異常補填積立基金を廃止するまでの間、毎年度、異常補填積立基金の決算確定後速やかに、異常補填積立基金の額（残高及び国費相当額）、異常補填積立基金に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、実施決定件数、実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）の3の(3)に定める基準に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業の目標に対する達成度を大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金等の返納)

第24 機構は、異常補填積立基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた異常補填積立基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により異常補填積立基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第25 異常補填積立基金は、異常補填準備財産として機構の他の財産と区分して経理するものとし、第6第2項による異常補填交付金の交付に要する財産は畜産局長が別に定めるところにより区分して経理するものとする。

2 機構は、異常補填積立基金に充てるため国からの補助金を受け入れた場合には、第6第1項(1)及び(2)による異常補填交付金の交付に要する財産は異常補填準備財産に補助金勘定を設け、区分して経理するものとする。

3 配合飼料価格安定基金は、異常補填交付金を受け入れた場合には、畜産局長の承認を得て定めるところにより区分して経理するものとする。

4 機構は、異常補填積立基金事業の経理について、異常補填準備財産として機構の他の財産と区分した上で、帳簿を整理し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(果実の扱い)

第26 本要綱に基づき交付を受けた補助金から生ずる果実は、異常補填積立基金に繰り入れるものとする。

(使用制限)

第27 異常補填積立基金は、異常補填交付金の交付に充てる場合以外は、これを取り崩してはならない。

ただし、異常補填交付金の交付に係る業務に要する経費に充てるため、畜産局長の承認を受けて取り崩す場合にあっては、この限りでない。

2 異常補填積立基金は、当該事業年度に取り崩しをしないとき、又は取り崩した後残余が生じたときは、これを翌事業年度に繰り越すものとする。

(運用方法)

第28 異常補填積立基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(事業の指導監督等)

第29 畜産局長は、本事業を適切かつ効率的に実施するため、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、機構及び配合飼料価格安定基金の指導監督を行うものとし、必要に応じ異常補填交付金の交付、異常補填の実施状況及び異常補填積立金の徴収状況等についての関係書類の提出を求めることができる。

(事業の終期及び見直し)

第30 本事業を実施する期間は令和7年度までとする。ただし、配合飼料の価格を取り巻く情勢を踏まえ、本事業を継続する必要性が認められるときは、当該期間を延長するものとする。

2 機構は、本事業の在り方について、平成21年度までに見直しを行い、その後5年に1回、定期的に見直しを行うものとする。

3 機構は、前項の見直しを実施したときは、異常補填積立基金に係る次の事項を畜産局長に報告するとともに、公表するものとする。

- (1) 異常補填積立基金の名称
- (2) 異常補填積立基金の額及び国庫補助金相当額
- (3) 異常補填積立基金の保有割合並びにその算出に用いた数式及び数値
- (4) 本事業の概要
- (5) 本事業を終了する時期
- (6) 本事業の目標及びその達成度
- (7) 見直しの概要及び次回の見直しの時期

(その他)

第31 機構は、異常補填交付金の交付に充てるため必要があるときは、第3第3項の規定にかかわらず、昭和55年度に限り、畜産局長の承認を得た額の借入れを行うことができる。

2 機構は、平成元年度第2四半期及び第3四半期に限り、第27第1項の規定にかかわらず、畜産局長の承認を得て定めるところにより、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う通常価格差補填の財源に充てるため、異常補填積立基金を取り崩して、通常補填財源交付金を交付し、又は通常補填財源貸付金を貸し付けることができる。

3 機構は、平成8年度第4四半期に限り、第27第1項の規定にかかわらず、畜産局長の承認を得て定めるところにより、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う通常価格差補填の財源に充てるため、異常補填積立基金を取り崩して、通常補填財源貸付金を貸し付けることができる。

4 機構は、平成14年度第1四半期に限り、第27第1項の規定にかかわらず、生産局長の承認を得て定めるところにより、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う牛用配合飼料を対象とするBSE特別補填の財源に充てるため、異常補填積立基金を取り崩して、BSE特別補填財源交付金を交付することができる。

5 機構は、平成19年度第3四半期に限り、第27第1項の規定にかかわらず、大臣の承認を得て定めるところにより、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う通常価格差補填の財源に充てるため、異常

補填積立基金を取り崩して、通常補填財源貸付金を貸し付けることができる。

- 6 機構は、平成20年度及び平成21年度に限り、大臣の承認を得定めるところにより行う通常補填財源貸付事業において、配合飼料価格安定基金が行う通常補填財源貸付金に係る利子の支払に充てるため、第27第1項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還が完了するまでの間、異常補填積立基金を取り崩して、当該利子相当額を特別交付金として交付することができる。
- 7 配合飼料価格安定基金は、特別交付金の交付期間中において、通常補填の発動基準及び通常補填積立金の額の変更をしようとする場合には、畜産局長の承認を得なければならない。
- 8 平成20年度第2四半期、第3四半期及び第4四半期における異常補填交付金の交付についての第6の規定、別紙算式Ⅲ及び別紙算式Ⅳの適用については、同6の(1)中「115」とあるのは「112.5」と、同6の(2)中「15」とあるのは「12.5」と、同算式Ⅲ中「1.15」とあるのは「1.125」と、同算式Ⅳ中「0.15」とあるのは「0.125」とする。
- 9 機構は、平成23年度において国から交付される補助金に対応する異常補填積立金については、機構の業務方法書の第9条第1項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度において、生産局長が別に定める額を配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。配合飼料価格安定基金の異常補填積立金の額は、当該各年度における配合飼料価格安定基金のそれぞれの契約数量の割合に応じて機構が算定するものとする。
- 10 平成24年度第3四半期及び第4四半期における異常補填交付金の交付についての第6の規定、別紙算式Ⅲ及び同算式Ⅳの適用については、第6の(1)中「115」とあるのは「112.5」と、第6の(2)中「15」とあるのは「12.5」と、算式Ⅲ中「1.15」とあるのは「1.125」と、算式Ⅳ中「0.15」とあるのは「0.125」とする。
- 11 機構は、平成24年度第3四半期及び第4四半期に限り、第27第1項の規定にかかわらず、大臣の承認を得定めるところにより、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う通常価格差補填の財源に充てるため、異常補填積立基金のうち平成24年度に納付される異常補填積立金を除いた額を取り崩して、通常補填財源貸付金を貸し付けることができる。
- 12 配合飼料価格安定基金は、異常補填積立基金からの貸付金の償還が完了するまでの間、通常補填の発動基準及び通常補填積立金の額の変更をしようとする場合には、畜産局長の承認を得なければならない。
- 13 機構は、平成24年度において国から交付される補助金に対応する異常補填積立金については、機構の業務方法書の第9条第1項の規定にかかわらず、平成25年度以降3か年において、生産局長が別に定める額を配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。配合飼料価格安定基金の異常補填積立金の額は、当該各年度における配合飼料価格安定基金のそれぞれの契約数量の割合に応じて機構が算定するものとする。
- 14 機構は、平成25年度に限り、大臣の承認を得定めるところにより行う通常補填財源貸付事業において、配合飼料価格安定基金に対して、当該基金が行う通常補填財源貸付金に係る利子の支払に充てるため、第27第1項の規定にかかわらず、当該貸付金の償還が完了するまでの間、異常補填積立基金のうち平成24年度、平成25年度、平成26年度及び平成27年度に納付される異常補填積立金の額を除いた額を取り崩して、当該利子相当額を特別交付金として交付することができる。
- 15 平成25年度第1四半期及び第2四半期における異常補填交付金の交付についての第6の規定、別紙算式Ⅲ及び同算式Ⅳの適用については、第6の(1)中「115」とあるのは「112.5」と、第6の(2)中「15」とあるのは「12.5」と、算式Ⅲ中「1.15」とあるのは「1.125」と、算式Ⅳ中「0.15」とあるのは「0.125」とする。
- 16 機構は、平成25年度において国から交付された補助金の額を、平成27年度において配合飼料価格安定基金に通知の上、当該補助金に対応する異常補填積立金については、機構の業務方法書の第9条第1項

の規定にかかわらず、平成27年度及び平成29年度において、生産局長が別に定める額を配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。配合飼料価格安定基金の異常補填積立金の額は、当該年度における配合飼料価格安定基金のそれぞれの契約数量の割合に応じて機構が算定し、納付時期とともに配合飼料価格安定基金に通知するものとする。

- 17 配合飼料価格安定基金は、第16項の前段による通知があったときは、所要の事項を平成27年度事業計画に記載し、機構に報告するものとする。
- 18 機構は、第11項に定める場合を除き、配合飼料価格安定基金に対し、当該基金が行う通常価格差補填の財源に充てるため、異常補填積立基金を取り崩して、通常補填財源貸付金を貸し付けてはならない。
- 19 機構は、第6項及び第14項に定める場合を除き、配合飼料価格安定基金が行う通常補填財源貸付金に係る利子の支払に充てるため、異常補填積立基金を取り崩して、当該利子相当額を特別交付金として交付してはならない。
- 20 機構は、第7の規定にかかわらず、令和3年度第3四半期における異常補填交付金の交付に限り、配合飼料の単位数量1トン当たりの異常補填交付金の額について、第7第3項による額のほか、令和3年度第2四半期に別紙算式Ⅲにより算定した単位数量1トン当たりの異常補填交付金と同四半期に機構が定めた単位数量1トン当たりの異常補填交付金の差額に、契約基金ごとに同四半期の交付対象数量を乗じ、令和3年度第3四半期の交付対象数量で割り戻した額（次項において「調整交付額」という。）を上限とする額を、畜産局長の承認を得て第7第3項による額に追加して定めることができる。
- 21 機構は、第7の規定にかかわらず、令和3年度第4四半期における異常補填交付金の交付に限り、配合飼料の単位数量1トン当たりの異常補填交付金の額について、前項の規定により畜産局長の承認を得た額が調整交付額より少なかった場合に限り、第7第3項による額のほか、前項の例により契約基金ごとに計算した額を、畜産局長の承認を得て第7第3項による額に追加して定めることができる。
- 22 機構は、令和3年度において国から交付される補助金の額を配合飼料価格安定基金に通知の上、当該補助金に対応する異常補填積立金については、機構の業務方法書の第9条第1項の規定にかかわらず、畜産局長が別に定める年度において、畜産局長が別に定める額を配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。配合飼料価格安定基金の異常補填積立金の額は、当該年度における配合飼料価格安定基金のそれぞれの契約数量の割合に応じて機構が算定し、納付時期とともに配合飼料価格安定基金に通知するものとする。
- 23 配合飼料価格安定基金は、第22項の前段による通知があったときは、所要の事項を畜産局長が別に定める年度の事業計画に記載し、機構に報告するものとする。
- 24 令和4年度第1四半期及び第2四半期における異常補填交付金の交付についての第6の(1)の規定及び別紙算式Ⅲの適用については、第6の(1)中「115」とあるのは「112.5」と、算式Ⅲ中「1.15」とあるのは「1.125」とする。
- 25 令和4年度第1四半期及び第2四半期における異常補填交付金の交付について、前項の規定による読替後の第6の(1)及び(2)のいずれにも該当するときは、配合飼料の単位数量1トン当たりの異常補填金の額は、第7第3項の規定にかかわらず、次のいずれか大きい額を限度とする。
 - ア 前項の規定による読替後の別紙算式Ⅲにより算出された額
 - イ 別紙算式Ⅵにより算出された額又は別紙算式Ⅱにより算出された額から別紙算式Ⅰにより算出された額を差し引いた額の1/3のいずれか小さい額
- 26 前2項の規定は、令和4年度第1四半期及び第2四半期において、それぞれの四半期に交付すべきものとして定める畜産経営者に交付する単位数量1トン当たりの通常価格差補填金の額に単位数量1トン当たりの異常補填金の額を加えた額が、別紙算式Ⅱにより算出された額から別紙算式Ⅰにより算出された額を差し引いた額よりも50円以上少ない配合飼料価格安定基金への異常補填交付金の交付には適用し

ない。

- 27 機構は、令和4年度において国から交付される補助金の額を配合飼料価格安定基金に通知の上、当該補助金に対応する異常補填積立金については、機構の業務方法書の第9条第1項の規定にかかわらず、畜産局長が別に定める年度において、畜産局長が別に定める額を配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させるものとし、配合飼料価格安定基金に配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会から徴収させた上で、納付させるものとする。配合飼料価格安定基金の異常補填積立金の額は、当該年度における配合飼料価格安定基金のそれぞれの契約数量の割合に応じて機構が算定し、納付時期とともに配合飼料価格安定基金に通知するものとする。
- 28 配合飼料価格安定基金は、前項の前段による通知があったときは、所要の事項を畜産局長が別に定める年度の事業計画に記載し、機構に報告するものとする。
- 29 畜産局長は、令和5年3月に国が交付した補助金に限り、第5第2項の規定にかかわらず、異常補填積立金として配合飼料製造業者又は農業協同組合連合会に負担させる額を、配合飼料価格の動向、異常補填積立基金の造成状況その他の事情を考慮して定めることができる。
- 30 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項については畜産局長が別に定めるものとする。

附 則

この改正は、令和5年6月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙

算式 I

$$P_s = \frac{\Sigma(P_{1i}Q_{1i} + P_{2i}Q_{2i} + P_{3i}Q_{3i} + P_{4i}Q_{4i} + P_{5i}Q_{5i})}{\Sigma(Q_{1i} + Q_{2i} + Q_{3i} + Q_{4i} + Q_{5i})}$$

P_s : 求める基準輸入原料価格

P_{1i} : 異常補填交付金交付対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

Q_{1i} : P_{1i} に対応する各月のとうもろこしの使用量

P_{2i} : 異常補填交付金交付対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

Q_{2i} : P_{2i} に対応する各月のこうりゃんの使用量

P_{3i} : 異常補填交付金交付対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

Q_{3i} : P_{3i} に対応する各月の大豆油かすの使用量

P_{4i} : 異常補填交付金交付対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

Q_{4i} : P_{4i} に対応する各月の大麦の使用量

P_{5i} : 異常補填交付金交付対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

Q_{5i} : P_{5i} に対応する各月の小麦の使用量

(注) 各異常補填交付金交付対象期について、前式により算出された基準輸入原料価格が、畜産物の価格安定に係る制度においてその安定価格の積算上の基準となった配合飼料価格（消費税額分及び地方消費税額分を含まないものとする。）及びこれに準ずる配合飼料価格（消費税額分及び地方消費税額分を含まないものとする。）の平均価格に対応した輸入原料価格を下回るときは、当該輸入原料価格をもって当該異常補填交付金交付対象期の基準輸入原料価格とみなす。

算式 II

$$P = \frac{\Sigma(P_{1j}Q_{1j} + P_{2j}Q_{2j} + P_{3j}Q_{3j} + P_{4j}Q_{4j} + P_{5j}Q_{5j})}{\Sigma(Q_{1j} + Q_{2j} + Q_{3j} + Q_{4j} + Q_{5j})}$$

P : 求める異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格

P_{1j} : 異常補填交付金交付対象期に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

Q_{1j} : P_{1j} に対応する各月のとうもろこしの使用量

P_{2j} : 異常補填交付金交付対象期に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

Q_{2j} : P_{2j} に対応する各月のこうりゃんの使用量

P_{3j} : 異常補填交付金交付対象期に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

Q_{3j} : P_{3j} に対応する各月の大豆油かすの使用量

P_{4j} : 異常補填交付金交付対象期に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

Q_{4j} : P_{4j} に対応する各月の大麦の使用量

P_{5j} : 異常補填交付金交付対象期に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

Q_{5j} : P_{5j} に対応する各月の小麦の使用量

算 式 III

$$A = P_s \left(\frac{P}{P_s} - 1.15 \right)$$

A : 求める異常補填交付金の額

P_s : 基準輸入原料価格

P : 異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格

算 式 IV

(1) $B < (P - P_s)$

B : 異常補填交付金交付対象期の補填基準額

P : 異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格

P_s : 基準輸入原料価格

(2) $A = B - P_s \times 0.15$

A : 求める異常補填交付金の額

B : 異常補填交付金交付対象期の補填基準額

P_s : 基準輸入原料価格

算 式 V

$$P_s' = \frac{\Sigma (P 1' i Q 1' i + P 2' i Q 2' i + P 3' i Q 3' i + P 4' i Q 4' i + P 5' i Q 5' i)}{\Sigma (Q 1' i + Q 2' i + Q 3' i + Q 4' i + Q 5' i)}$$

P_s' : 求める特例基準輸入原料価格

$P 1' i$: 特例基準対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のとうもろこしの平均輸入価格

$Q 1' i$: $P 1' i$ に対応する各月のとうもろこしの使用量

$P 2' i$: 特例基準対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月のこうりゃんの平均輸入価格

$Q 2' i$: $P 2' i$ に対応する各月のこうりゃんの使用量

$P 3' i$: 特例基準対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大豆油かすの平均輸入価格

$Q 3' i$: $P 3' i$ に対応する各月の大豆油かすの使用量

$P 4' i$: 特例基準対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の大麦の平均輸入価格

$Q 4' i$: $P 4' i$ に対応する各月の大麦の使用量

$P 5' i$: 特例基準対象期の直前1年間に供給された配合飼料に対応する各月の小麦の平均輸入価格

$Q 5' i$: $P 5' i$ に対応する各月の小麦の使用量

算 式 VI

$$A = P_s' \left(\frac{P}{P_s'} - 1.15 \times \sqrt{1.15} \right)$$

A : 求める異常補填交付金の額

P_s' : 特例基準輸入原料価格

P : 異常補填交付金交付対象期の平均輸入原料価格

年度配合飼料価格安定対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代 表 者 名

年度において、下記のとおり配合飼料価格安定対策事業を実施したいので、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的及び内容

2 造成計画（異常補填積立基金）

国庫補助金	異常補填積立金			計
	一般社団法人 全国配合飼料供給 安定基金	一般社団法人全国 畜産配合飼料価格 安定基金	一般社団法人全日本 配合飼料価格畜産 安定基金	
円	円	円	円	円

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する経費 (又は要した経費)	経 費 区 分		備 考
		国庫補助金	自 己 資 金	
異常補填積立基金	円	円	円	
計				

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 収支予算（又は収支精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 〔又は本年 度精算額〕	前年度予算額 〔又は本年 度予算額〕	差 引 増 減		備 考
			増	減	
国庫補助金 自己資金	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 〔又は本年 度精算額〕	前年度予算額 〔又は本年 度予算額〕	差 引 増 減		備 考
			増	減	
異常補填積立基金	円	円	円	円	
計					

(注) 初年度施設整備等費については、備考欄にその積算内訳を記入すること。

6 添付書類

- (1) 定 款
- (2) 業務方法書
- (3) 財産目録
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年度配合飼料価格安定対策事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号によって補助金交付決定の通知があった配合飼料価格安定対策事業について、下記のとおり変更したいので、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の様式によるものとする。この場合において様式中「事業の目的及び内容」を「変更の理由及び事業の内容」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

年度配合飼料価格安定対策事業補助金支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった配合飼料価格安定対策事業補助金について、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

年度配合飼料価格安定対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定があった配合飼料価格安定対策事業について、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

本事業で造成すべき 異常補填 積立基金	事業計画		事業遂行状況 (月 日現在)		残 事 業		備 考
	国庫補助金	異常補填 積立金	国庫補助金	異常補填 積立金	国庫補助金	異常補填 積立金	
円	円	円	円	円	円	円	

年度配合飼料価格安定対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

事務所所在地
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定の通知があった配合飼料価格安定対策事業については、下記のとおり実施したので、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱第18の規定に基づきその実績を報告する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記載要領に準ずる。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。

年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の一般社団法人等の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他の管理費			
		内 容	金 額
			千円
			千円
		合 計	千円
		合 計	千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
		支出内容	支出先
			金 額
			千円
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円 (B)
(2) (1)以外の支出			
		支出内容	支出先
			金 額
			千円
			千円
			千円
		合 計	千円

7. その他	
内 容	金 額
	千円
	千円
	千円
合 計	千円
8. 再補助等の割合	% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該一般社団法人等の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該一般社団法人等から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該一般社団法人等から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1)以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料/通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。